

中小企業信用保険法第2条第5項  
第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

墨田区長様

【申請者】

住所

会社名

代表者名

印

私は\_\_\_\_\_が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、\_\_\_\_\_からの借入金残高の占める割合 \_\_\_\_\_%(A/B)

A 年 月 日の\_\_\_\_\_からの借入金残高 \_\_\_\_\_円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_円

2 \_\_\_\_\_からの借入金残高の減少率 \_\_\_\_\_%((D - C)/D x 100)

C 年 月 日の\_\_\_\_\_からの借入金残高 \_\_\_\_\_円

D 年 月 日(Cの前年同期)の\_\_\_\_\_からの借入金残高 \_\_\_\_\_円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 \_\_\_\_\_%((F - E)/F x 100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_円

F 年 月 日(Eの前年同期)の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_円

墨産経証第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

墨田区長

山本

亨

(注)本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(留意事項) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項  
第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

墨田区長様

【申請者】

住所

会社名

代表者名

印

私は\_\_\_\_\_が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、\_\_\_\_\_からの借入金残高の占める割合 \_\_\_\_\_%(A/B)

A 年 月 日の\_\_\_\_\_からの借入金残高 \_\_\_\_\_円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_円

2 \_\_\_\_\_からの借入金残高の減少率 \_\_\_\_\_%((D - C)/D x 100)

C 年 月 日の\_\_\_\_\_からの借入金残高 \_\_\_\_\_円

D 年 月 日(Cの前年同期)の\_\_\_\_\_からの借入金残高 \_\_\_\_\_円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 \_\_\_\_\_%((F - E)/F x 100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_円

F 年 月 日(Eの前年同期)の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_円

墨産経証第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

墨田区長

山本

亨

(注)本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(留意事項) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。